

リサイクル率アップのカギは紙ごみ

問まちづくり支援課 ☎51-6726

本市は、紙ごみやプラスチックごみのリサイクル率が県平均より下回っています。紙ごみの正しい分別が、リサイクル率の向上や二酸化炭素（CO₂）の排出量削減、焼却処理の減による焼却施設の延命化につながります。

この機会に、紙ごみの処理を見直してみませんか。市民の皆さんのご協力をお願いします。



分別が面倒で、燃えるごみと一緒に捨てていませんか？

■紙ごみの種類

市で収集している紙ごみは、①紙パック ②段ボール ③新聞紙 ④雑誌・チラシ ⑤紙製容器包装の5種類に分別されます。中でも、紙製容器包装は種類が多く分かりにくいので、燃えるごみとして捨てられがちです。



意外とリサイクルされていない紙製容器包装

紙製容器包装とは、紙マークのついている紙製の容器や包装のことです。

- 紙箱・紙製トレイ・・・お菓子や食品の箱や紙皿、ティッシュペーパーやたばこの空き箱など
- 台紙・・・食品容器の台紙や、ワイシャツの厚紙など
- 紙袋・包装紙・・・紙製の袋、割り箸の袋など

※汚れているものや防水加工されたものはリサイクルできませんので、燃えるごみに出してください。



▶紙ごみをためておきたくない人へ 月1回の紙ごみの日以外にも出せます！

- 町内会、PTAなどの資源集団回収
- スーパーなどの店頭回収
- 古紙リサイクルセンター（問株遠藤商店 ☎23-4850）

▶オフィス町内会をご存知ですか？ 事業系の紙ごみを無料で回収します

県では、事業所から出る古紙を無料で回収し、リサイクルするネットワークづくりを進めています。詳しくはお問い合わせください。

問オフィス町内会事務局（株）遠藤商店 ☎23-4850

あなたの街の

法律相談

～第64回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「所有者が不明な土地・建物の管理制度」です。

問まちづくり支援課 ☎51-6777

Q 所有者が不明な土地や建物の管理制度が新設されると聞きました。どのような背景があるのでしょうか。

A 人口減少、高齢化、地方から都市への人口移動などの要因により、土地や建物を所有し利用することのメリットが薄れているケースが増えています。

例えば、親から相続した土地や建物があっても、自分は別の場所で長い間暮らしており、そこで生活の基

盤を築いていけば、自分には必要ないと思うことはあるでしょう。その結果、何代も前の所有者の名義のまま利用されずに放置されている土地や建物が増えており、登記の記載を見ても現在の所有者が誰か分からないといった問題が生じています。

そこで、所有者が不明な土地や建物を適切に管理するため、令和3年4月に民法などが改正され、新たな管理制度がつけられました。

Q どのような制度でしょうか。

A 調査を尽くしても所有者が誰か、あるいは所有者がどこにいるかわからない土地や建物について、利害関係人が裁判所に申し立てることにより、管理人を選任してもらう制度です。管理人は、裁判所の許可を得て、所有者が不明の土地や建物の売却をすることもできます。

Q 利害関係人にはどのような人が含まれますか。

A 所有者が不明の不動産の適切な管理という制度の趣旨を踏まえ、裁判所が事案に応じて判断します。

例えば、土地や建物の不適切な管理により不利益を被るおそれがある隣地の所有者や賃借人、再開発を目的に土地の取得を希望する自治体や民間の買い受け希望者などが考えられます。

Q 申し立てには費用がかかるのでしょうか。

A 手数料のほか予納金を納める必要があります。予納金は管理人の報酬や管理費用に充てるためのもので、事案ごとに裁判所が判断して決定します。

Q 新たな管理制度はいつから始まりますか。

A 令和5年4月1日に施行されます。

（文責 弁護士 橋本明広）
弁護士法人青空と大地
☎21-5162